

令和5年度住民税非課税世帯に対する 支援給付金（7万円追加給付分）のご案内

DV(ドメスティック・バイオレンス)等で避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地でない小山町に避難中の方も、令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金（7万円追加給付分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住民票がある世帯がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令等と収入要件）を満たせば現在お住いの小山町から受給することができます。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住いの場合をいいます。

支給対象世帯

令和5年12月1日(基準日)において、避難中の世帯で世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

追加給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**（1回限り）

申請提出期限

令和6年5月31日(金) **【必着】**

該当される方は、下記までご連絡ください。
その後、申請の手続きを行います。



お問合せ・申請先

小山町役場 1階 福祉長寿課「住民税非課税世帯支援給付金窓口」

☎ : 0550-76-6661 受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝を除く)

※支給手続きや支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。

◆ 手続き・支給要件・必要書類等 詳細 ◆

以下の **Q&A** を参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、表面に記載の小山町福祉長寿課にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。
私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても
ご自身の属する世帯が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を
満たせば、現在お住いの小山町から給付金を受給することができます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧権限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

※小山町以外にお住いの場合は、現在お住いの市区町村の給付金担当窓口に
ご相談ください。

Q 配偶者からDV等を受け避難しています。
配偶者の扶養に入っている場合、受給できませんか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立て
ている者とみなし、ご自身の属する世帯の収入が住民税非課税世帯である
場合には給付金を受給することができます。

Q 現在住んでいる小山町で受給するためには、どのような手続きが必要
ですか？

A 表面記載の小山町福祉長寿課「住民税非課税世帯支援給付金窓口」に
配偶者等からの暴力を理由に避難している旨をご相談ください。
「申出書」を記入していただき、審査可能な場合、「確認書」を小山町から
送付しますので、必要事項を記入のうえ振込口座確認書類及び本人確認
書類等の必要書類を貼付し、同封の返信用封筒にて申請してください。
「確認書」の内容が支給要件に該当する場合、給付金が支給されます。

 **住民税非課税世帯支援給付金の**
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・小山町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
小山町福祉長寿課または最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

